※本事業は、平成 28 年度予算が承認されない場合は実施しません。

平成28年度

日進市

市民自治活動推進補助金

募集要項

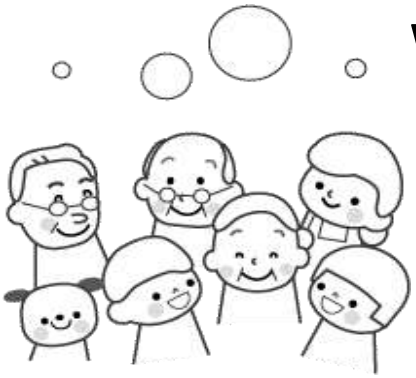

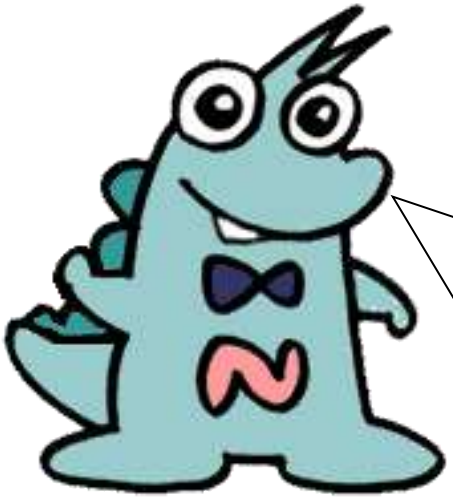

補助対象経費の

全額を補助します！

スタート支援補助金（上限２万円）

ステップ支援補助金（上限５万円）

★平成２８年度市民自治活動推進補助金　スケジュール★

●募集要項・申請書等の配布　平成２８年１月２５日（月）～３月４日（金）

事前相談を随時行っています（市民協働課、にぎわい交流館）

●募集期間　平成２８年１月２５日（月）～３月４日（金）

補助金交付申請書の受付（市民協働課）

●説明会　平成２８年２月６日（土）

平成 27 年度事業の成果報告会及び平成 28 年度事業の説明会

●審査会　平成２８年３月２０日（日）

事業の審査（書類審査及びヒアリング）

※ヒアリングは、ステップ支援補助金のみです。

※詳細については、別途通知します。

●結果通知　平成２８年３月下旬

審査結果及び補助金交付決定の通知（市）

事業の実施

（平成２９年２月２８日㈫まで）

●事業完了後の手続き

事業実績報告書等の提出（団体）

※事業完了後１５日以内

補助金交付確定の通知（市）

補助金請求書の提出（団体）

補助金の支払い（市）

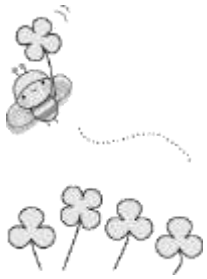

●成果報告会（ステップ支援補助金のみ）　平成２９年２月

＊　目　的　＊

日進市では、市民主体の自治の実現を目指すため、「日進市自治基本条例」の推進に向けて、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」に基づく市民参加ならびに市民自治活動（※1）を実施するコミュニティ（※2）への支援及び協働を推進しています。

本補助金は、市民が行う自主的で公益的な活動を支援することにより、コミュニティ（※２）の自立と市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、市の執行機関（※３）との協働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものです。

※１　市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。（日進市自治基本条例　第３条）

※２　コミュニティ：住民自治組織など、地域の課題解決を目的に地縁で結びついて活動を行う集団のほか、ＮＰＯなど福祉や環境などの分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方が含まれます。（日進市自治基本条例　第３条）

※３　市の執行機関：地方自治法に規定される、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を指します。

1　対象団体、対象となる事業

１　対象団体

日進市市民活動団体登録（にぎわい交流館での団体登録）を行っているコミュニティ（法人格の有無は問いません。以下「市民活動団体」という。）。

２　対象となる事業

対象団体が日進市内で行う事業で、次の（１）～（３）のいずれかに該当する事業

（１）広く市民を対象として実施される事業

（２）地域課題、行政課題、社会課題の解決につながる事業

（３）市民活動団体や市民のつながりを生む事業

※他の制度により、補助・助成・委託を受けている事業は対象となりません。また、応募は、１団体につき１件とし、同内容で、本市の委託事業に応募することはできません。

2　補助金の種類、目的、補助限度額、補助率、補助対象経費等

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
補助金の目的	設立後５年以内かつ過去にステップ支援補助金の交付及び本市からの委託を受けていない市民活動団体が行う事業に対し交付する。	市民活動団体が行う事業に対し交付する。ただし、過去に本市からの委託を受けたことがある市民活動団体については、委託を受けた事業と同一の事業である場合は対象としない。

補助限度額	２万円	５万円
補助率	補助対象経費×１００％	
補助対象経費	謝礼、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費 ただし、入場料、参加費その他これらに類する収入については、その金額を補助対象経費から除くものとする。	
交付回数	同一の市民活動団体について２回までとする。	同一の市民活動団体の同一事業について２回までとする。
その他	交付する補助金の額は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てることとする。	

3　交付予定事業数

審査結果の優れた事業から順に、スタート支援補助金５団体（予定）、ステップ支援補助金８団体（予定）とし、予算の範囲で調整します。

4　申請方法、審査

１　申請に必要な書類

（１）スタート支援補助金

①補助金交付申請書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱　第１号様式）

②事業計画書（スタート支援補助金）（様式－02）

③団体概要書及び収支予算書（スタート支援補助金）（様式－05）

（２）ステップ支援補助金

①補助金交付申請書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱　第１号様式）

②事業計画書（ステップ支援補助金）（様式－01）※Ａ４たて型、４ページまで

③収支予算書（ステップ支援補助金）（様式－03）

④団体概要書（ステップ支援補助金）（様式－04）

※事業の周知については、市の広報・PLAN・ホームページ等を活用することができますので、ご相談ください。また、夏休み期間中に市内小中学生を対象とする事業については、市が一括して募集告知をします。チラシ作成費等について最小限に抑え、補助金の有効活用をお願いします。

※申請書等は、市ホームページやにぎわい交流館ホームページからもダウンロードできます。

メールによる募集要項等の配布を希望される場合は、kyoudou@city.nisshin.lg.jp までその旨ご連絡ください。

２　説明会の開催

公募提案型協働事業と市民自治活動推進補助金事業の説明会を開催します。

併せて、平成27年度事業の成果報告会を実施します。

日時　平成28年2月6日（土）午前9時30分から（2時間程度）

場所　日進市立図書館1階第2・3会議室

内容　・平成27年度事業報告会
　　・平成28年度事業説明会

３　受付期間と申請方法等

期間	平成２８年１月２５日（月）から３月４日（金）まで
時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	日進市役所本庁舎２階市民協働課
方法	直接持参（郵送不可）
部数	１部（片面印刷）　クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。

４　事前相談

期間	平成２８年１月２５日（月）から３月４日（金）まで
時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	市民協働課（日進市役所本庁舎２階）、にぎわい交流館 ※事前の申し込み等は必要ありませんので、直接お越しください。
内容	事業計画書や収支予算書の記入方法等の相談

５　審査方法

平成２８年３月２０日（日）に「日進市市民自治活動推進補助金審査会」による書類審査及びヒアリング（公開）を行います。

※ヒアリング（公開）は、ステップ支援補助金のみです。

※詳細については、別途通知します。

※次の５点の**ポイントを重視**して事業計画書を作成してください。

◆ 審査のポイント ◆	
①　公共性	事業が地域・社会課題に関係するものであること。
②　実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められること。
③　独創性	事業内容に市民活動団体の特徴を活かした工夫があること。
④　継続性・発展性	補助事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれること。
⑤　チャレンジ性	新しいものに取り組む意欲があること。

６　審査結果

平成２８年３月下旬に、全申請団体へ書面により通知します。

5　事業実績報告書、補助金の交付

１　事業実績報告書（※スタート支援・ステップ支援共通）

事業完了後１５日以内に次の書類を市民協働課へ提出してください。

① 補助対象事業実績報告書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱　第５号様式）
② 収支決算書（様式－06）
③ 事業の記録（事業の開催を周知したチラシや活動の写真等）

④ その他市長が必要と認める資料
※領収書の写し等については、提出する必要はありません。適正に保管してください。

２　補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、補助金交付確定通知書を送付します。その後、市民協働課に補助金請求書（指定様式）を提出していただきます。請求書の提出後、１月以内に補助金を交付します。

なお、事業の完了の前に補助金の全部又は一部の交付を希望する場合は、ご相談ください。

３　補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。
①虚偽の申請をしたとき
②補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不適当と認められるとき

6　成果報告会

事業の成果を広く市民の方に知っていただくとともに、今後の協働事業の参考となるよう、成果報告会（平成２９年２月を予定）において、発表をお願いすることがあります（ステップ支援補助金のみ）。
※日時等の詳細については、別途通知します。

7　その他

①提出書類の作成及び提出等に必要な費用は申請団体の負担となります。
②提出された書類は返却することができません。
③領収書等の管理保存等、事業実施にかかる会計事務については適切な取り扱いをお願いします。
④提出された申請書及び実績報告書等については、個人情報その他非公開情報を除き、公開します。

◆お問い合わせ先◆

〒４７０－０１９２　日進市蟹甲町池下２６８番地
日進市市民生活部 市民協働課
電　　話：０５６１－７３－３１９４（直通）
ファクス：０５６１－７２－４６０３
Ｅメール：kyoudou@city.nisshin.lg.jp

★お気軽にお問い合わせください。★